

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

規則

- 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被害者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 三三
- 福島県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則 三三
- 土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件 三三
- 福島県を発注者として、競争入札 三三

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 三三
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三三
- 落札者を決定した件 三三
- 平成二十三年九月九日付け定例第二千三百十六号中 三三

規則

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月二十日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第六十六号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、

納入期限の延長等に関する条例施行規則(平成二十三年福島県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

本則の表中五十の項を五十一の項とし、一の項から四十九の項までを一項ずつ繰り下げ、同表に一の項として次のように加える。

一 福島県高圧ガス保安法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第二十二号)別表十二の項に規定する販売主任者免状の再交付を受けようとする者

販売主任者免状の再交付に係る手数料

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務課)

福島県規則第六十七号

福島県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則

福島県農業共済組合検査規則(昭和五十九年福島県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「(別記様式)」を「(別記様式第一号)」に改める。

第五条に次の一項を加える。

5 検査員は、検査するときは、その身分を示す証明書(別記様式第二号)を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

別記様式を別記様式第一号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

別記様式第二号(第五表関係)

身分証明書	第 号
所 属 職 名 職 氏 名	写 真
年 月 日生	
上記の者は、農業災害補償法第142条の2から第142条の4までの規定による検査の職務に従事することを証明する。	
年 月 日	
福島県知事	印

備考

- 1 この身分証明書には、写真に掛かるように「福島県」の浮出シプレスを押印すること。
- 2 用紙の大きさは、縦6.5センチメートル、横8.5センチメートルとすること。
- 3 写真の大きさは、縦3センチメートル、横2センチメートルとすること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている農林水産省組織規則等の一部を改正する省令（平成二十三年農林水産省令第五十二号）第五条の規定による改正前の農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第四十六条に規定する県の職員に係る証票は、改正後の福島県農業共済組合検査規則第五条第五項に規定する職員の身分を示す証明書とみなす。

（農業経済課金融共済室）

告 示

福島県告示第四百五十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十三年九月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 指定する区域
 - 伊達市保原町字東野崎六十番一の一部
- 二 指定する区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壤含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壤汚染対策法第二条に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類
 - 1 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
 - ふっ素及びその化合物並びに鉛及びその化合物
 - 2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
 - ふっ素及びその化合物

（水・大気環境課）

福島県告示第四百五十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七

条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、平成二十四年度及び平成二十五年度において、福島県を発注者として、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を次のとおり定める。

平成二十三年九月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

第一 競争入札に参加する者に必要な資格

政令第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項に規定する資格（以下単に「資格」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 法令の規定により営業に關し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けている者であること。
- 二 資格の審査の申請時において、県税を滞納していない者であること。
- 三 資格の審査の申請時において、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。
- 四 資格の審査の申請をする日の属する営業年度の前営業年度において、業としての物品の販売又は修繕の実績のある者であること。

第二 資格及びその有効期間

資格は、申請書及びその添付書類により審査の上知事が認定するものとし、当該資格の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 第五の第一号の定例申請に係る資格 平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
- 二 第五の第二号の随時申請に係る資格 資格が認定された日から平成二十六年三月三十一日まで

第三 資格の喪失

資格の認定を受けた者は、第一の第一号に該当しなくなったときは、当該資格を失うものとする。

第四 資格の審査の申請方法

資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書に財務諸表その他知事が別に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

第五 資格の審査の申請時期

一定例申請 平成二十三年十月一日から同月三十一日まで（福島県の休日を含め）
一定例申請 平成二十四年四月一日から、県の休日を除き、随時に受け付ける。

第六 申請書等の提出先

資格の審査の申請書等は、次の表に掲げる提出先のうち最寄りの提出先（県内に営業所等のない者にあつては、福島県出納局入札用度課）に提出すること。

提出先	郵便番号及び住所	電話番号
福島県出納局入札用度課	九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番一六号	〇二四―五二一―七五六三
福島県中地方振興局出納室	九六三―八五四〇 福島県郡山市麓山一丁目一番一号	〇二四―九三五―一四七二
福島県南地方振興局出納室	九六一―〇九七一 福島県白河市昭和町二六九番地	〇二四八―一三―一六五四
福島県会津地方振興局出納室	九六五―八五〇一 福島県会津若松市追手町七番五号	〇二四二―二九―五四七二
福島県南会津地方振興局出納室	九六七―〇〇〇四 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲四二七七番地一	〇二四―一六二―五三五二
福島県相双地方振興局出納室	九七五―〇〇三一 福島県南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	〇二四四―二六―一三〇二
福島県いわき地方振興局出納室	九七〇―八〇二六 福島県いわき市平字梅本一五番地	〇二四六―二四―六〇四三

第七 資格の審査の結果の通知

資格の審査の結果は、郵送により申請者に通知する。

第八 変更の届出

資格の審査又は認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、その内容を知事が別に定める用紙により知事に届け出なければならない。

- 一 商号又は名称
 - 二 代表者の氏名
 - 三 住所又は主たる事務所の所在地
 - 四 その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項
- 第九 この告示に関する問い合わせ先
福島県出納局入札用度課

(入札用度課)

公 告

公告第六十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年九月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年九月九日
- 二 名称
特定非営利活動法人きぼう
- 三 代表者の氏名
新妻 重良
- 四 主たる事務所の所在地
福島県南相馬市原町区栄町一丁目六十六番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民、特に障害者及びその家族、子ども達に対して、障害者自立支援法に基づく各種事業、福祉に関連する人材の育成に関する事業、保育・育児のための支援に関する事業を行い、地域社会の福祉の増進と子どもの健全育成を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第六十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十三年九月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
八沢千拓土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

- 理事 但野 幸一 南相馬市鹿島区北屋形字石ワテ二三番地の二
- 同 田中 憲一 市鹿島区北海老字釜舟戸東七一番地
- 同 細田 勲 市鹿島区北屋形字西浦向一二五番地
- 同 若松 一男 市鹿島区北海老字釜舟戸二九六番地
- 同 松田 文男 同 市鹿島区南柚木字矢ノ目川添三六番地
- 同 池田 安弘 相馬市柚木字前日向一番地
- 同 藤澤 忠雄 同 市柚木字谷地田亀岩四一番地の一

同 松田 文明 同 市蒲庭字瀬庭八四番地
 同 蒔田 幸男 同 市蒲庭字孫目二八八番地の一
 監事 瀨名 幸義 南相馬市鹿島区北海老字港口八番地
 同 桑折 利浩 同 市鹿島区北屋形字沼北二四六番地
 同 佐藤 佐一 相馬市柚木字谷地田二三四番地
 同 狩野 幾雄 同 市蒲庭字狩野一八五番地
 就任した役員

役別 氏名 住所
 理事 但野 幸一 南相馬市鹿島区北屋形字石ワテ二三番地の二
 同 田中 憲一 市鹿島区北海老字釜舟戸東七一番地
 同 細田 勲 市鹿島区北屋形字西浦向一二五番地
 同 松田 文男 同 市鹿島区南柚木字矢ノ目川添三六番地
 同 鈴木 一夫 相馬市柚木字前日向六三番地
 同 藤澤 忠雄 同 市柚木字谷地田亀岩四一番地の一
 同 松田 文明 同 市蒲庭字瀬庭八四番地
 同 蒔田 幸男 同 市蒲庭字孫目二八八番地の一
 監事 海月 利己 同 市柚木字前日向一三四番地
 同 桑折 利浩 南相馬市鹿島区北屋形字沼北二四六番地
 同 狩野 一男 相馬市蒲庭字軽井沢二四二番地

(農村計画課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第93号

WTOに基づき政府調達に関する協定の適用を受ける指掌紋情報管理システムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成23年 9月20日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
- 2 指掌紋情報管理システム 一式
- 3 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
- 4 落札者を決定した日

NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区芝五丁目29番11号

5 落札金額

349,793,640円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成23年 7月12日

(公 計 課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十三年九月九日付け定例第二千三百十六号中

三三四	上	後ろか	坂下西	下西部
		ら三	部	